

意見陳述書

ーなぜ安保法制の違憲訴訟に原告と証人尋問が必要であるかー

2019（令和1）年10月7日

長崎地方裁判所 御中

弁護士 寺井 一 弘



私は、「安保法制を違憲とする国家賠償請求長崎訴訟」の代理人の一人である東京弁護士会所属の弁護士の寺井一弘であります。「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク」の代表をつとめております。

本件長崎訴訟の第10回期日である本日、原告の方々と私ども代理人に意見陳述の機会を与えていただいた裁判官の皆様にご心から敬意を表します。

私からはまず、本件訴訟にかかる私自身の思いとなにゆえに多くの市民と弁護士がこの裁判を提訴したか、そして全国の違憲訴訟の現状などについて率直な考えを述べさせていただきます。

ご承知の通り、安倍政権は2015年9月19日にわが国の歴史上に大きな汚点を残す採決の強行により集団的自衛権の行使を容認する安保法制を国会で成立させ、翌年の3月29日にこれを施行いたしました。そして安倍首相は一昨年の憲法記念日の5月3日に「3年後の東京オリンピックが開催される2020年に新憲法を施行する」と豪語し、同年に自衛隊を憲法9条に明記するなどの改憲原案をまとめました。今日の事態はわが国の平和憲法と民主主義を守り抜いていくにあたって、きわめて深刻であると言わなければなりません。

私は4年前の9月19日の夜、集団的自衛権行使容認の閣議決定の具体化としての安保法制の採決が強行された時、国会周辺に集まった多くの市民の方々とともにわが国の平和憲法が危機に瀕していること、70年以上にわたって「一人も殺されない、一人も殺さない」という崇高な国柄が一夜にして崩壊していくのではないかということ強く実感させられました。憲法9条がなし崩し的に変えられていくことへの恐怖と国民主権と民主主義が最大の危機に陥っていることを憂える市民の方々、老人、女性、労働者、若者たちの表情の一つ一つは今も私の脳裏に焼きついております。そして、私はその場で戦前、戦中、戦

後の時代を苦勞だけを背負って生き抜いた亡き母を含めて戦争被害者、ことに長崎原爆被害者の皆様のことを思い出しておりました。

私は長崎の出身であります。3年前のこの長崎地裁の法廷において私の生い立ちについてお話させていただきましたが、本日はどうしてもこの間不幸な死を遂げられた原爆被爆者の谷口稜暉さんと平原ヨシ子さんのことを申し上げさせていたただきたいと思ひます^{スミマセン}

長崎の原告代表をしておられた谷口稜暉さんは2015年8月9日の長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典において次のように述べられました。

「戦後、日本は再び戦争はしない、武器は持たないと世界に公約した『憲法』が制定されました。しかし、いま集団的自衛権の行使容認を押しつけ、憲法改正を押し進め、戦争中の時代に逆戻りしようとしています。政府が進めようとしている戦争につながる安保法制は、被爆者をはじめ平和を願う多くの人々が積み上げてきた核兵器廃絶の運動、思いを根底から覆そうとするもので、許すことはできません」。

谷口さんは16歳で被爆されて「赤い背中の少年」と呼ばれ、全身をさらして原爆の非人間性と戦争の悲惨さを最期まで訴え続けられましたが、2年前の2017年8月30日に逝去されました。

同じく16歳で長崎原爆に被爆された平原ヨシ子さんは91歳で今年の5月20日に平和歌声の祭典の後の夜、千葉で逝去されましたが、昨年1月26日には東京地裁の原告として出頭されて次のように訴えられました。

「原爆投下は爆心地の浦上で受けて、友人の■■■■さんは亡くなりました。自分は喪失感の中で戦後を生きてきましたが、最近はだんだん昔の臭いがしてきます。ああ、これは日本がひよっとしたら、戦争に巻き込まれていく時が来るのかもしれない、絶対に戦争だけはしてはいけないと思っています。」

戦争こそ何千万人を殺戮し、暴力や差別、そして言論弾圧を必然的かつ大量に生み出す最大の人権侵害であること、そして、日本国民が戦後70年間以上にわたって憲法9条のもとで「一人も殺さない、一人も殺されない」という国柄を堅持して戦争への道を食い止め続けてきたことを、私たちは決して忘れてはならず、我々の提起した安保法制違憲訴訟はこの谷口さん、平原さんらの命をかけた思いと闘いを肝に銘じて展開されています。

私どもは、2015年9月に「安保法制違憲訴訟の会」を結成してこれまで全国の憲法問題に強い関心を持つ弁護士仲間と平和を愛する市民の皆様に対して、共に違憲訴訟の戦いに立ち上がるよう呼びかけて参りました。その結果、本日までに全国すべての各地から1685名の弁護士が訴訟の代理人に就任し、訴訟の原告となられた方は現在までに全国で7704名となっております。こ

の勢いは今後もさらに広がっていき、全国的に怒涛のような流れになっていくことは間違いありません。

私どもは2016年4月26日に東京地方裁判所に「国賠訴訟」と「差止訴訟」を提訴しましたが、それに引き続いて原発事故発生地福島をはじめ、高知、大阪、長崎、岡山、埼玉、長野、女性グループ、横浜、広島、福岡、京都、山口、大分、札幌、宮崎、群馬、釧路、鹿児島、沖縄、山梨そして名古屋での提訴が相次ぎました。全国の市民の皆様の戦争に対する恐怖と不安は頂点に達しております。

私は東京地裁のほか長崎、鹿児島、沖縄、山梨、前橋、名古屋、釧路、札幌など数多くの裁判所で代理人をつとめていますが、その意見陳述では「裁判官は政治から独立して判断することが求められている。あなた方は何を指して裁判官を志したのか胸に手をあてて考えていただきたい。安倍政権は皆さんが付度しなければならないほどの価値があるのだろうか」と訴え続けて参りました。

ところで、今年に入ってから札幌地裁では証人尋問及び原告本人尋問の申請に対する判断を示すこともなく突然結審しました。一方において前橋地裁では後述するように安保法制の違憲性を立証する内閣法制局長官をつとめられた宮崎礼壹氏らの証人尋問が実現し、横浜地裁でも元内閣法制局長官の宮崎礼壹氏、憲法学者の青井未帆学習院大学教授、東京新聞論説委員の半田滋氏、国際ボランティアセンター代表の今井高樹氏の4名の証人尋問が10月末に、そして原告と代理人弁護士が全て女性という東京地裁民事10部の「女の会」の裁判でも13名の原告尋問と憲法学者の清末愛砂証人の尋問が12月と来年1月に行なわれることになりました。

私は札幌地裁判決については次の点だけは指摘しておきたいと思います。政府が昨年12月に策定した新防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画において、イージスアショアの配備、いずも型護衛艦の空母化、短距離離陸垂直着陸が可能なF35の大量購入や長距離巡航ミサイルの導入など、敵基地攻撃可能な兵器の配備により戦争への道をさらに大きく進めたこの時期に、迫り来る戦争の危機に一切目を背けて憲法判断を避けたことは、司法の戦争加担に他ならないと考えています。私も高齢となりましたが、戦前、司法が治安維持法や軍機保護法など様々な悪法のもとで無辜の人々を弾圧し戦争を推し進める時の政府や軍部に加担した、あの悪夢の時代を想起して戦慄せざるを得ないということだけは強く訴えさせていただきたいと思います。

今年の6月13日、前橋地方裁判所では安保法制を憲法違反と断じた元内閣法制局長官の宮崎礼壹氏、東京新聞の論説委員半田滋氏、憲法学者の志田陽子

氏が証人として素晴らしい証言をいたしました。時間の関係で詳しくは論じられませんが、宮崎元長官は「集団的自衛権の行使は憲法が容認する自衛の措置を超えるため憲法違反であるというのが長い間政府や国会の一貫した解釈だった。安保法制は一見明白に憲法に違反する。国家として憲法9条のもとでは集団的自衛権は絶対に認められない。横畠内閣法制局長官が4年前に国会で答弁した『昭和四七年政府見解にある外国の武力攻撃という部分は必ずしもわが国に対するものに限られていない』というのは不可解であり、誤りである」と断じました。私は安倍第一次政権時代の内閣法制局長官として政権の中核におられた宮崎氏の発言をお聞きしながらきわめて重いものであると痛感させられました。自衛隊の実態を長年取材してきた半田氏は「安保法はいつでもアメリカの武力行使に参加できる大変危険な法律である」と証言しました。そして志田氏は空襲などの戦争体験を持つ原告らがPTSD(心的外傷後ストレス障害)に苦しんできたことに触れて「安保法制によって人格的侵害が認められる」と述べられました。

私どもは圧倒的多くの憲法学者、最高裁長官や内閣法制局長官を歴任された有識者の方々が安保法制を憲法違反と断じている中で、行政権と立法権がこれらに背を向け、国会での十分な審議を尽くすことなく安保法制の制定を強行したことは、憲法の基本原理である恒久平和主義に基づく憲法秩序を根底から覆すものだと考えて本件訴訟を提起いたしました。このような危機に当たって、司法権こそが憲法81条の違憲審査権に基づき、損なわれた憲法秩序を回復し、法の支配を貫徹する役割を有しており、またその機能を発揮することが今ほど強く求められている時はないものと確信しているからであります。私は長崎地方裁判所が弁護団が申請する証人尋問及び原告本人尋問を認めるなど憲法の平和主義原理に基づく法秩序の回復と基本的人権保障の機能を遺憾なく発揮されることを切に望むものです。

改めてご説明するまでもなく、安倍政権は7月の参議院選挙において国民の信任を得られたと評価して集団的自衛権の任務を課された自衛隊を憲法9条に明記しようとする目論んでいます。主権者である国民のわずか16.7%の得票率しか得ていない自民党にそれを進めていく資格などあるはずがありません。今こそ真の意味で国民主権の大原則が貫かれる必要があると確信しております。2018年9月に実施された沖縄知事選挙、今年2月の県民投票では基地撤去と平和憲法順守を掲げた県民の意思が明白に示されましたが、主権者である国民の圧倒的多数は既に安倍政権にレッドカードを突きつけていることをご認識いただきたく思います。

折りしも今年は憲法施行72年、今という時こそ「国民主権、基本的人権の尊重、平和主義」の三大基本原則の完全実現を目指して全ての国民市民が思想

信条を超えて一致して立ち上がる必要があると思っております。

安倍政権は戦争政策を遂行するアメリカにひたすら追随しつつ「戦争法」とも称されている安保法制について国民が「忘却」することをひたすら期待してしますが、私どもはこうした策動に屈することなく、これからのわが国の未来と人々のために平和憲法を死守することを絶対に諦めてはならないと考えて安保法制の違憲訴訟に取り組んでおります。

最後になりますが、長崎訴訟弁護団が証人申請をする方、原告本人尋問を申請する方たちについては、いずれも陳述書や意見書が提出されており、また宮崎礼壹さんについては前橋の証人調書が書証として提出されておりますが、民事訴訟における直接主義の原則が何よりも大切であることを、前橋地裁の法廷を経験して、改めて痛感させられました。証言の迫力、感銘力は陳述書や意見書と格段に違うのであります。長崎地方裁判所におかれては多くの市民の方々の心からの願いと真摯に向かい合って弁護団が申請している証人採用と原告尋問をご決定のうえ直接証言をお聞きいただき、平和国家であるわが国日本の将来のために司法に与えられた崇高な使命を果たされんことを切望して私からの意見陳述とさせていただきます。

以上